

新舊曆對照推步算考

056255-000-4

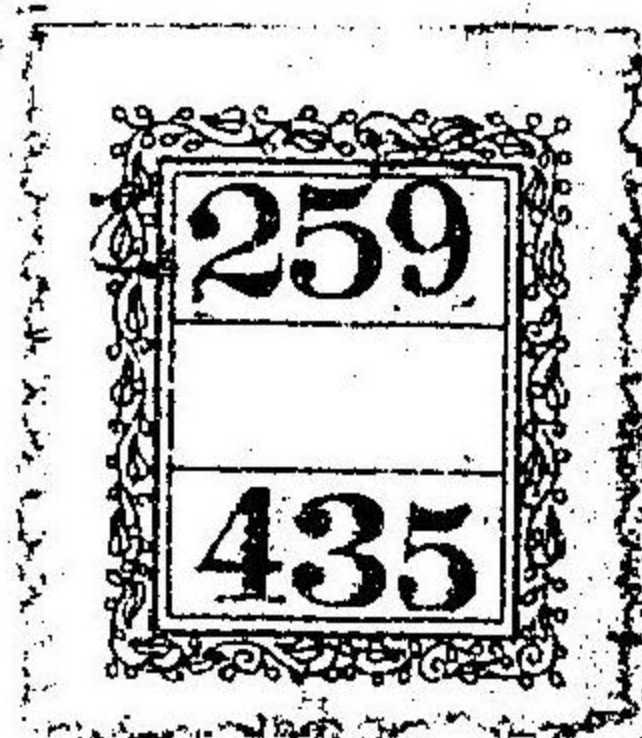
特24-153

新旧曆對照推步算考

村木 鶴次郎 / 著

M42

CAK-0170



○明治五年改曆以前に係る公私の祝日祭日新舊曆對照上法式
の應當日は無料を以て索出し報答するの利便を計れり請ふ
本文を一讀し給へ

新舊曆對照推步算考

緒言

古語に尊祖敬宗禮教所先と云り然れば上代には日祀部の官ありて
祖先終焉の日の祀りを掌れり日祀をまゝ日奉とも書して姓氏錄に日
奉連高魂命の後也とあるにてその古禮なる事を知べし崇神天皇の
普く天下に正朔の憲を受しめ給ひしも深き叡慮と察し奉らるるなり
近く明治六年より曆式改まり四十三年より古き曆日は曆面に記載さ
れぬこととなりしに付ては日祀日に惑ひを生ず人もあらむかこて此
度村木主が物せられたるこの新舊曆對照推步算考はいと便りよき書
にあればそのよし卷の始めに書記して世に紹介するものは

明治四十二年六月

角田忠行



○太陽太陰兩曆對照上祝祭應當日推步算に就て

愛知縣名古屋市中區正木町 村木鶴次郎謹述

明治五年限り太陰曆を廢し明治六年より甫めて太陽曆頒行せられ隨て其明治五年以前に係る各人各家の祝日祭日は既に一定の國法ありしに抱はらず改曆以來該應當日を採るに或は毎年舊曆月日に祝ふあり或は新曆月日に祭るあり殆んど區々分々の爲方に流れありて法に適せず式に合はざる向き少なからざるを遺憾とす

抑も公私の祝日祭日は各々由緒因縁の關係を保ち明りに變更左右すべきものにあらず、須く範を子孫に傳へ其由緒因縁をして後世に紹述するは亦以て 大詔の旨に副へ奉るの道なるを信す

殊に明治四十三年曆よりは舊曆記載を除かるるに於て一層の不便迷惑を感ずる族あるべきを想察し茲に聊か大方諸彦の參考利便に供するため太陽太陰兩曆を對照し以て祝日祭日の應當日を繰出し得べき推步算法の解説流布を欲し左に(一) 試問試答を掲げ且(二) 無料を以て推步算出の勞を執らむことを公にし仍ほ且(三) 参照法令を示すことばなしぬ
明治三十五年法律第五十號改正年齢計算の法則も明治五年以前出生の者は則ち推步算の法式と其軌道と同ふせり是れ所謂新舊曆對照上正理に適する所以なればならん

◎事理解説

問 畏くも 今上天皇陛下の御降誕あらせられしは嘉永五年壬子九月二十二日にして改曆當時則ち明治六年の舊曆九月二十二日は新曆十一月十一日に當れり然るに何故十一月三日を以て天長節日と定め給ひしや

答 明治六年改曆早々の當時明治五年太政官第三百三十七號布告を以て舊曆日を新曆日に應當せしめ一時の假式とせられしも同年太政官第三百六十號布告及明治六年太政官第三百五十八號布告に據り推步算の方式を以て永久の御祝日御祭日を確定せられたるものなり

則一例を擧ぐるに左表の通

尊號	舊曆年月日	明治六年改曆面 五年太政官三三七號布告	明治七年曆面 五年太政官三六〇號布告	推步算依據
		(假式)	六年同 官二五八號布告 (推步算) (正式)	永久御確定日
今上天皇陛下	聖誕 嘉永五年壬子九月二十二日	太陰曆 九月二十二日 太陽曆 十一月十一日	太陽曆 十一月三日	天長節 十一月三日
孝明天皇	崩御 慶應二年丙寅十二月廿五日	太陰曆 十二月廿五日 太陽曆 一月二十三日	太陽曆 一月三十日	孝明天皇祭 一月三十日

推步算の方法は以上に掲ぐる處の如し

其他の御祝日御祭日推步御治定皆之れに倣はせらる

◎推步算出報答の求に應ず

推步算の繰出方たる頗る手數煩雜の勞少なからざるを以て自然等閑視する向なしとせず故に今之れか社會公衆の利便を謀り検討考閲の勞を助くるか爲め何等の手數料を要せず「來訪」又は「往復はかさ」にて該應當日の索出を求めらるる方々に對しては

(甲) 正式(推步算)今より四百年以前則明應九年迄の分は直に索出報答する事

但其以前の分は若干の餘日と實費とを與へらるれば御求めに應ずることあるへし

(乙) 畧式(改曆當時の
新舊曆對照日) 明治六年改曆當時の舊曆定日を新曆日に充て其相當月日を報答する事

の勞を執ることを吝ます亦以て聊か赤誠貢獻の微意を諒納せらるるあらは幸甚なるのみ

◎參照法令

(一) 明治五年(壬申十一月九日) 太政官第三百三十七號布告

今般改曆の儀別紙詔書を通被仰出候條此旨相達候事

詔書

朕惟フニ我邦通行ノ曆タル太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ太陽ノ躡度ニ合ハス故ニ二三年間必ス閏月ヲ置カサルヲ得ス置閏ノ前後時ニ季候ノ早晚アリ終ニ推步ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中下段ニ掲グル所ノ如キハ率子妄誕無稽ニ屬シ人知ノ開達ヲ妨グルモノ少ナシトセ

ス蓋シ太陽曆ハ太陽ノ躡度ニ從テ月ヲ立ツ日子多少ノ異アリト雖モ季候早晚ノ變ナク四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生スルニ過キス之レヲ太陰曆ニ比スレハ最モ精密ニシテ其便不便モ固ヨリ論ヲ俟タサルナリ依テ自今舊曆ヲ廢シ太陽曆ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメシ百官有司其レ斯旨ヲ體セヨ

一今般太陰曆ヲ廢シ太陽曆御頒行相成候ニ付來ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日ト被定候事但新曆鑿板出來次第頒布候事

一 一ヶ年三百六十五日十二ヶ月ニ分テ四年毎ニ一日ノ閏ヲ置候事(中畧)(三十一年勅令九) (十號ヲ以置閏改)
一 諸祭典等舊曆月日ヲ新曆月日に相當シ施行可致事(以下畧)(六年二五八) (號布告參看)

右之通被定候事

(二) 明治五年(壬申十一月二十三日)太政官第三百六十號布告

今般御頒行相成候太陽曆に掲載有之候御祝日御祭日等は當分御假定の儀に付猶追て月日精細推歩の上御確定候條此段爲心得相達候事

(三) 明治六年(五月二十九日)太政官より文部省へ達

太陽曆御頒行の節干支を除き候處既往の月日推歩候には干支相用候方便利に付自今曆上に年日とも干支記載可致事

(四) 明治六年(七月二十日)太政官第二百五十八號布告

太陽曆(明治六年曆)に掲載の御祭日御祝日等は追て確定すへき旨壬申第三百六十號布告候處今般歴世皇靈以下御祭日及御祝日等月日相當推歩相成本月二十四日より別紙の通被改候條此旨布告候事

一 神宮以下諸社御祭日の儀は舊曆定日ヲ新曆日に充て最も從前干支を用以來り候分は當年相當の日を以て永く御祭日ト被定候事(別紙は明治七年甲戌曆面上掲載に付畧)

(五) 明治三十一年(五月十一日)勅令第九十號

神武天皇即位紀元年數の四を以て整除し得へき年を閏年とす但紀元年數より六百六十を減して百を以て整除し得へきものの中更に四を以て其商を整除し得ざる年は平年とす

(六) 明治三十五年(十二月)法律第五十號

年齢は出生の日より之を起算す

第四百四十三條の規定は年齢の計算に之を準用す

第六年第三十六號布告は之を廢止す

(七) 明治二十九年(四月二
十七日)法律第八十九號

民法、第一編 總則(抄録)

第五章 期間

第四百四十三條 期間を定むるに週、月又は年を以てしたるときは曆に従ひて之を算す

週、月又は年の始めより期間を起算せざるときは其期間は最後の週、月又は年に於て其

起算日に應當する日の前日を以て満了す但月又は年を以て期間を定めたる場合に於て

最後の月に應當日なきときは其月の末日を以て満期日とす

(八) 明治四十一年(九月
三十日)文部省告示第二百三十五號

明治四十三年曆より陰曆の月日を記載せず

明治四十二年六月二十二日印刷

明治四十二年六月二十五日發行

著作兼發行者

村 木 鶴 次 郎

愛知縣名古屋市中區
正木町二十九番地

印刷者

山 田 眞 武

愛知縣名古屋市中區
寶町八十番戶

印刷所

眞 盛 社

愛知縣名古屋市中區
寶町八十番戶



20-93